

のうせい 佐用

農業委員会だより

第 52 号

令和元年 5 月 7 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

ちくさ刊



4月から新たに独立就農した豊永雅典さん(大願寺)。一念発起し、団体職員を早期退職して、水稻をはじめ、アスパラガスなどハウス栽培にも取り組んでいます。

さらには夏以降、繁殖和牛の飼育を開始する予定で、現在新たに牛舎を建設中。将来的には、耕畜連携など循環型の農業経営を目指しています。

主な記事から

- ☆ 株式会社山本宮農にインタビュー
・・・ 2～3
- ☆ 農業委員会からのお知らせ
・・・ 4
- ☆ 編集後記
・・・ 4



今後の目標を語ってくれました



大型機械の整備もこなします



今年は1玉3㍓を超えるキャベツも収穫しました。左から衣本優時さん、山本巖さん、衣本貴浩さん

◎生産者にインタビュー

株式会社山本営農（安川）

今月号は、3世代で農業経営を行う株式会社山本営農を紹介します。

2月下旬、安川集落の株式会社山本営農を訪問しました。平成29年に法人化し、昨年、孫の優時さんが就農し、親子孫3世代で農業経営を行っています。

兼業農家から法人化

株式会社山本営農は、山本巖さん、長女の夫・衣本貴浩さん、孫・優時さんを含む従業員6人で農業経営を行っています。

農業を始めた当時は、巖さんがサラリーマンとして勤務する傍ら、所有農地の1、2畝を耕作していました。平成8年ごろ、コンバインの買い替えを考えたときに、作業受託を受けてくれなにかと相談がありました。それを機に、「どうせなら少しずつ規模を拡大してみようか」と、周辺の農地を借り受けていきました。その後も、高齢化などに伴い離農者からの農地

現在は、主に直売所に出荷をしています。今後は、都市部のアンテナショップなどでも野菜の販売も計画しています。

年間を通じて安定した農業を

今後は、年間を通じて仕事があるように、野菜の栽培を増やす計画をしています。また、現在でも9品種の水稲を栽培していますが、経営を安定させるために、自分が選んだ水稲の種類を苗の栽培から行います。大型の乾燥機の導入も予定しており、今後、ますます農業規模の拡大をしていきます。

農業後継者の不足や新規就農希望者の減少が問題とされている今、3世代で農業経営を行うことは、地域農業の発展に大きな力を発揮してくれるものと感じました。

地域を越えて規模を拡大

農業経営の規模を拡大するにつれ、借り受ける農地のエリアが広がり、草刈りや水管理などが大変になります。耕作地のほとんどは中安地域ですが、他の地域からの依頼も多く、現在は三河地域や佐用地域でも耕作しています。

また、経営農地が増えたり、新たな作物に取り組んだりすることで次から次へと農業機械が必要となり、現在は、トラクター5台、田植機2台、コンバイン5台をフ

新たに野菜栽培に取り組む

優時さんは、昨年、農業大学校を卒業し、山本営農に就農しました。幼いころから農業に囲まれた環境で生活してきたこともあり、農業をやってみようと就農しました。野菜の栽培を取り入れ、水稲や大豆の栽培が終わった冬の時期を利用して栽培を行っています。

今年は、キャベツ、レタス、ブロッコリー、ロマネスコやビニールハウスでホウレンソウを栽培しました。1玉で3㍓を超えるような大玉のキャベツができました。

農業委員会からの お知らせ

☎Tel 82-0667
infomation

農業者年金「現況届」の 提出を忘れずに！

現況届は、毎年、年金を受給するために必要な手続きです。農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給している人は、現況届を必ず農業委員会へ提出してください。

●現況届が届く時期は

現況届の届出用紙は、5月末ごろ、受給者本人あてに農業者年金基金から送付されます。

●現況届の提出時期は

現況届は、6月28日(金)までに農業委員会へ提出してください。

●現況届の提出を忘れると・・・

現況届の提出がないときは、11月の支払から現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。注意してください。

①経営移譲年金を受給している人

受給者本人が、農地を取得するなどして農業経営を再開していないことを確認してください。また、初めて現況届を提出する人は、農業所得の申告などの諸名義を経営移譲（経営継承）の相手方に変更していることを確かめ、現況届に記入・署名して提出し、内容の確認を受けてください。

※支給停止事由については、現況届の裏面を確認してください。

②農業者老齢年金を受給している人

受給者本人が、現況届に必要事項を記入・署名し、提出してください。※現況届を受給者本人が記入することが困難な場合は、家族などが代理人となって記入してください。その場合、代理人の住所・氏名・電話番号も併せて記入してください。

●受給権者が死亡したら

農業者年金の受給権者が亡くなっている場合には、「農業者年金受給権者死亡届」の提出が必要です。お近くのJA窓口にて、手続きをしてください。

☎農業者年金基金

☎03・3502・3199

平成30年度 農業委員会の申請件数

平成30年度に農業委員会に申請のあった案件は次のとおりです。

農地法第3条申請 (農地取得)	45件
農地法第4条申請 (自作農地の転用)	6件
農地法第5条申請 (農地を取得して転用)	46件
非農地証明	25件
農地法施行規則 第29条の届出 (農業用倉庫など)	2件

許可申請締切日

農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。

6月委員会分	5月31日(金)
7月委員会分	6月28日(金)
8月委員会分	7月31日(水)

編集後記

田植えのシーズンを迎え、トラクターや田植機の音が響いてきました。新天皇即位の新しい年、農作物も天候に恵まれて大豊作となつてほしいものです。

農業委員会では、農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査を行つていきます。委員が担当区域をパトロールし、農地を耕作地、保全管理地、耕作放棄地に分類し、筆ごとに農地地図に色分けをする調査です。

農道や畦畔に立ち入り調査をする場合もありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

編集委員 清水利重

編集委員会

委員長	鎌本浩三
副委員長	伊東静夫
委員	井上建治
委員	清水利重
委員	藤本孝雄
委員	藤原正幸
委員	藤本浩
委員	金谷隆志